

鳥取県青少年健全育成条例

〔昭和五十五年十二月二十五日 鳥取県条例第三十四号〕

目次

- 第一章 総則（第一条 第五条）
- 第二章 青少年の健全な育成に関する施策（第六条 第九条の二）
- 第三章 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制（第十条 第十七条の七）
- 第四章 青少年に対する不健全な行為の禁止（第十八条 第二十一条の三）
- 第五章 雑則（第二十二条 第二十五条）
- 第六章 罰則（第二十六条 第二十八条）
- 附則

第一章 総則

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する県及び県民の果たすべき責務を明らかにするとともに、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じ、もって青少年の健全な成長に寄与することを目的とする。

（青少年の努力）

第二条 青少年は、常に、次代の社会のにない手としての使命を自覚し、心身ともに健全な社会人として成長していくため、自らすすんで自己の啓発と向上に努めなければならない。

（県の責務）

第三条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（県民の責務）

第四条 県民は、青少年の健全な育成についての関心と理解を深め、その健全な成長を助長する社会環境を形成するよう努めなければならない。

- 2 保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを強く自覚し、愛情ある環境の中で監督し、保護し、及び教育するとともに、青少年が心身ともに健やかに成長するための基本的な生活習慣を身に付けさせるよう努めなければならない。
- 3 家庭を構成する者は、互いに協力し、健全で明るい家庭を築くことによって、青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

4 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、互いに協力し、その職務又は活動を通じて、自主的かつ積極的に青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

5 地域社会を構成する住民は、互いに協力し、地域社会における活動を通じて、積極的に青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

（市町村及び県民との協働）

第五条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を実施するに当たっては、市町村並びに青少年の育成に携わる関係者及び関係団体をはじめとする県民と協働して実施するものとする。

第二章 青少年の健全な育成に関する施策

（施策の基本）

第六条 青少年の健全な育成に関する県の施策は、青少年及び県民の自主的な活動を尊重し、これを助長することを基本として策定し、及び実施されるものでなければならない。

（施策の実施）

第七条 県は、行政のすべての分野において青少年の健全な育成に関する施策を積極的に講ずるとともに、特に次に掲げる事項に係るものについては、総合的に調整し、計画的にこれを実施するものとする。

- （一）青少年及びその組織する団体並びに青少年の育成に携わる団体の自主的かつ健全な活動の助長
- （二）青少年の健全な育成に携わる指導者の養成及び確保
- （三）青少年の健全な育成を図るための施設の整備及びその利用の促進
- （四）青少年の健全な育成に関する教育その他の啓発活動の充実
- （五）青少年を取りまく社会環境の整備及び青少年の非行の防止

2 知事は、前項各号に掲げる事項に係る施策についての実施計画を策定し、及びこれを公表するものとする。

（優良図書等の推奨）

第八条 知事は、図書、映画、演劇等その内容が青少年の健全な成長に資すると認めるものを推奨することができる。

（調査及び情報の提供）

第九条 知事は、青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、これに必要な調査をするとともに、県民及び関係機関に対し、情報を提供するものとする。

（青少年健全育成協力員）

第九条の二 知事は、県民の協力を得て青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、規則で定めるところにより、青少年健全育成協力員を置くことができる。

第三章 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制

（定義）

第十条 この章以下において、「青少年」とは、十八歳未満の者（婚姻した者を除く。）をいう。

2 この章以下において「図書類」とは、書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真、フィルム及び映像等記録媒体（録音テープ、録音盤、録音テープ、録音盤、ゲームソフト（専ら家庭用コンピュータゲームに用いられるプログラムを記録した物）その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。以下同じ。）をいう。

3 この章以下において「がん具刃物類」とは、がん具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に規定する刀剣類を除く。）及びこれらに類するものをいう。

4 この章以下において「テレホンクラブ等営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風俗法」という。）第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

5 この章以下において「利用カード」とは、テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもつて発行する文書その他の物品をいう。

（販売等の自主規制）

第十一条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。

- （一）青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- （二）青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- （三）青少年の自殺を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 映画、演劇、演芸及びこれらに類するもの（以下「興行」という。）を主催する者は、興行の内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に観覧させないよう努めなければならない。

3 広告主は、看板、ポスター、ちらし及びこれらに類するもの（以下「広告物」という。）の内容の全部又は一部が第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、テレホンクラブ等営業に係る広告物を除き、当該広告物を公衆に表示し、又は青少年に頒布しないよう努めなければならない。

4 がん具刃物類の販売等を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

当該がん具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないよう努めなければならない。

(一) 第一項第一号及び第二号に掲げるもの
(二) 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるもの

5 前各項に規定するもののほか、物品の販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他営業を営む者は、その営業に関し、青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければならない。

(図書類の陳列場所に係る規制)

第十一条の二 図書類の販売等を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を他の図書類と区別して店舗の屋内の容易に監視できる一定の場所に陳列しなければならない。

2 知事は、前項の規定による図書類の陳列が行われていないと認めるときは、当該図書類の販売等を業とする者に対し、その改善を図るため、必要な助言又は指導をすることができる。

3 前項の規定により助言又は指導を受けた者は、当該助言又は指導の内容に関し異議があるときは、知事に対し異議の申出を行うことができる。

4 知事は、前項の規定により異議の申出を受けたときは、当該申出の内容を調査の上、当該申出が事実の誤認に基づくことが明らかなる場合を除き、速やかに鳥取県青少年問題協議会の意見を求めるものとする。

5 知事は、前項の規定による鳥取県青少年問題協議会からの意見があったときは、これを尊重し、速やかに必要な措置を講ずるものとし、当該意見及び意見による対応の結果を当該異議を申し出た者に対し書面により通知するとともに、当該結果を鳥取県青少年問題協議会に対し報告するものとする。

(自動販売機等への収納等の自主規制)

第十二条 図書類の販売等を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)に収納しないよう努めなければならない。

2 がん具刃物類の販売等を業とする者は、がん具刃物類の形状構造又は機能が第十一条第四項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。

3 衛生用品(薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)別表第一に掲げる衛生用品のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)の販売を業とする者は、学校その他の教育施設、文化施設、遊園地、公園その他青少年が利用し、又は集合する施設及びその周辺においては、自動販売機によって衛生用品を販売しないよう努めなければならない。

4 酒類の販売を業とする者は、酒類を販売する自動販売機を、適正な管理を行うことができる場所に設置するとともに、屋外に設置する当該自動販売機による販売を午前五時から午後十一時までとするよう努めなければならない。

5 前各項までに規定するもののほか、物品の販売等を業とする者は、自動販売機等によって物品を販売し、又は貸し付ける場合においては、自動販売機等の設置場所、管理方法等に配慮し、青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければならない。

6 前各項までの規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている施設又は場所(以下「青少年立入禁止施設等」という。)に設置される自動販売機等、青少年が購入し、又は貸し付けを受けることができない措置が講じられているものについては、適用しない。

(インターネット利用環境の整備)

第十二条の二 保護者は、青少年が有効にインターネットを利用するために、情報の内容の全部又は一部が第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認める情報(以下「有害情報」という。)について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせるよう努めるとともに、青少年がインターネットを利用することができる端末設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。以下同じ。)について、フィルタリングの機能(インターネットを利用して得られる情報について、有害情報の受信を防止することを選択することができる機能)を有するソフトウェア(特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第一三七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。))との契約等により、そのソフトウェアを利用することができる場合を含む。以下同じ。)の活用(フィルタリングの機能において有害情報の受信を防止することを選択すること)をいう。以下この条において同じ。))により、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止するよう努めなければならない。

2 学校及び青少年が勤務する職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、青少年が有効にインターネットを利用するために、有害情報について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせるよう努めるとともに、その青少年の利用に供する端末設備について、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用し、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止しなければならない。

3 端末設備を不特定又は多数の者の利用(学校における教育目的での利用を除く。以下この項において同じ。))に供する者は、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止するため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。
(一) 端末設備を不特定又は多数の者の利用に供する者が利用する者の年齢を確認できる場合、利用する者の年齢を確認するとともに、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用した端末設備を青少年の利用に供すること。
(二) 前号以外の場合、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用した端末設備を不特定又は多数の者の利用に供すること。

4 端末設備又は当該端末設備が附属した機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者及び特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

5 携帯電話の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に対し、インターネットを利用することができる携帯電話の販売又は貸付けをするに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めるとともに、フィルタリングの機能は有効な状態のものを販売し、又は貸し付けるよう努めなければならない。

6 インターネットを利用して情報を提供しようとする者は、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう努めなければならない。

7 知事は、第三項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、次に掲げる事項(同項第二号に掲げる場合にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)を記載した報告書(以下「改善事項報告書」という。)を提出するよう命ずることができる。この場合において、命令を受けた者は、当該命令を受けた日の翌日から起算して三月を超えない範囲内において第三号の期間を定め、かつ、当該命令を受けた日の翌日から起算して三十日以内に改善事項報告書を知事に提出しなければならない。

(一) 年齢確認方法
(二) 有害情報の閲覧又は視聴防止方法
(三) 改善に要する期間及びその理由

8 前項の命令を受けた者は、同項の規定により改善事項報告書を知事に提出したときは、当該改善事項報告書に記載した改善に要する期間内に、当該改善に必要な措置を講じなければならない。
(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)
第十二条の三 自動販売機等により図書類又はがん具刃物類(そ

の形状、構造又は機能が第十一条第四項各号のいずれかに該当すると認められるものに限る。次条において同じ。の販売等を行うとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(一) 住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、主たる事務所、所所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

(二) 自動販売機等の設置場所

(三) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名および電話番号）

(四) 次条第一項に規定する自動販売機等管理者の住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

(五) 自動販売機等の設置予定年月日

(六) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具刃物類の種類

2 前項の規定による届出をした者は、同項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機等を廃止したときは当該変更又は廃止の日から十五日以内に、同項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前二項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、表示票を交付するものとする。

4 前項の規定により表示票の交付を受けた者は、当該表示票を自動販売機等の前面のその他の容易に視認できる場所に表示しなければならない。

5 第三項の規定により表示票の交付を受けた者は、当該表示票をき損し、亡失し、若しくは滅失し、又はこれに表示された内容の識別が困難になつた場合には、規則に定めるところにより、知事に表示票の再交付を申請しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定により申請があつた場合に準用する。

7 第三項の交付（前項において準用する場合を含む。）については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年鳥取県条例第四十二号）第四条の規定は適用しない。

(自動販売機等管理者の設置)

第十二条の四 自動販売機等により図書類又はがん具刃物類の販売等をする者は、自動販売機等ごとに、図書類又はがん具刃物類の販売等を管理する者（以下、「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の所在する市町村

の区域内に住所を有し、かつ、当該自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について、次条第一項又は第十四条の二第一項の規定による指定があつたとき、又は第十七条第四項の除去の命令がされたときは、直ちに当該自動販売機等に収納されている当該図書類又はがん具刃物類を除去することのできる者でなければならない。

(有害図書類の指定等)

第十三条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

(一) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの

(二) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

4 次の各号のいずれかに該当する図書類は、第一項の規定による指定がない場合であっても、青少年に有害な図書類とする。

(一) 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて三分を超えるもの又は当該場面の数が十以上のもの

(二) フィルム又は映像等記録媒体であつて、全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて三分を超えるもの又は当該場面の数が十以上のもの

(三) 図書類の閲覧又は視聴に適した年齢区分等の審査を行う団体が知事が指定するものが青少年に販売し、譲渡し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませることが適当でないと認められた図書類であつて、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

5 知事は、前項第三号の規定による指定をしたときは、その団体の名称及び当該団体が表示する方法を告示するものとする。

第十四条 知事は、前条第一項第一号若しくは第二号の基準又は同条第四項第一号の写真若しくは絵若しくは同項第二号の場面

を規則で定めようとするとき、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鳥取県青少年問題協議会の意見を聴かなければならない。

(有害がん具刃物類の指定)

第十四条の二 知事は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に有害ながん具刃物類として指定することができる。

(一) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(二) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(三) 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年に所持させることがその健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県青少年問題協議会の意見を聴かなければならない。

3 第十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

(有害図書類又は有害がん具刃物類の譲渡等の制限)

第十五条 何人も、第十三条第一項の規定により指定された図書類又は同条第四項各号のいずれかに該当する図書類（以下、「有害図書類」という。）を青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないようになければならない。

2 何人も、前条第一項の規定により指定されたがん具刃物類（以下、「有害がん具刃物類」という。）を青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないようになければならない。

(有害図書類又は有害がん具刃物類の販売等の禁止)

第十六条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させてはならない。

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第十七条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

(有害図書類又は有害がん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について)

第十三条第一項又は第十四条の二第一項の規定による指定があつたときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 前二項の規定は、青少年立入禁止施設等に設置される自動販

売機等で、青少年が購入することができない措置が講じられて
いるものについては、適用しない。

4 知事は、第一項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る
自動販売機等の自動販売機等管理者又は第二項の規定に違反し
ている者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その
他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者
又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、
第一項若しくは第二項の規定に違反したとき、又は前項の規定
による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の
全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 知事は、前項の規定による命令に違反した者に対し、当該自
動販売機等の撤去を命ずることができる。

(衛生用品の自動販売機からの除去等の要請)

第十七条の二 知事は、衛生用品が自動販売機によって販売され
ている場合において、自動販売機による衛生用品の販売が青少
年の健全な育成を著しく阻害すると認めるときは、当該衛生用
品を販売する者に対して、当該衛生用品の除去その他の必要な措
置をとるよう要請することができる。

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第十七条の三 自動販売機により利用カードを販売しようとする
者は、自動販売機ごとに、販売を開始する日の十日前までに、
規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出な
ければならない。

- (一) 住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、主たる事務
所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）
- (二) 自動販売機の設置場所
- (三) 自動販売機の設置場所の提供者の住所、氏名及び電話番
号（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表
者の氏名及び電話番号）
- (四) 販売の開始予定年月日

2 前項の規定による届出をした者は、同項第一号に掲げる事項
に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機による利
用カードの販売を廃止したときは当該変更又は廃止の日から十
五日以内に、同項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しよ
うとするときはあらかじめ、規則で定めるところにより、その旨
を知事に届け出なければならぬ。

3 第十二条の三第三項から第七項までの規定は、前二項の規定
による届出をした者について準用する。

(利用カードの譲渡等の制限)

第十七条の四 何人も、利用カードを青少年に譲渡し、頒布し、
貸し付け、若しくは交換により入手させ、又は利用カードに記
載された内容を青少年に教えないようにしなければならない。

(利用カードの販売等の禁止)

第十七条の五 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを
青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させ
てはならない。

(利用カードの自動販売機への収納の禁止)

第十七条の六 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを
自動販売機に収納してはならない。

2 前項の規定は、青少年立入禁止施設等に設置される自動販売
機で、青少年が購入することができない措置が講じられている
ものについては、適用しない。

3 知事は、第一項の規定に違反した者に対し、利用カードの除
去その他の必要な措置をとるよう命ずることができる。

(質受け及び古物買受け等の制限)

第十七条の七 質屋（質屋営業法（昭和二十五年法律第一五八号）
第一条第二項に規定する質屋をいう。以下同じ。）は、その営業
に関し、青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取って金銭を
貸し付けること（以下「質受け」という。）を行ってはならない。

2 古物商（古物営業法（昭和二十四年法律第一〇八号）第二条
第三項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、その営業に関
し、青少年から古物（同条第一項に規定する古物をいう。以下同
じ。）を買受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少
年と古物を交換すること（以下「古物買受け等」という。）を行
ってはならない。

3 質屋又は古物商は、質受け又は古物買受け等を申し出た者に
ついて、身分証明書の提示その他規則で定める方法により、当
該申出を行った者が青少年でないことを確認しなければならない。
ただし、当該申出を行った者が明らかに青少年でないことと認
められる場合は、この限りでない。

4 質屋又は古物商は、当該青少年が保護者と同行する場合又は
規則で定めるところにより保護者の委託を受け若しくはその承
諾を得たと認められる場合は、第一項の規定にかかわらず、質
受けを行い、又は第二項の規定にかかわらず、古物買受け等を行
うことができる。

5 質屋又は古物商は、前項の規定により質受け又は古物買受け
等を行う場合は、質屋営業法又は古物営業法に定めるもののほ
か、次に掲げる事項を記録し、三年間保存しなければならない。

- (一) 質契約又は取引の年月日
- (二) 質物又は古物の品目及び数量
- (三) 質物又は古物の特徴
- (四) 質置主又は取引の相手方の住所、氏名、職業及び年齢

第四章 青少年に対する不健全な行為の禁止

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第十八条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつ
な行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。
3 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為
を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第十九条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれら
の行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、
又はこれらの行為を周旋してはならない。

- (一) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (二) と博又は暴行
- (三) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の使用
- (四) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノール
を含有するシンナー、接着剤、塗料若しくは閉そく用若し
くはシーリング用の充てん料をみだりに摂取し、又は吸入
する行為
- (五) 喫煙又は飲酒

(入れ墨の禁止)
第二十条 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、
入れ墨をし、若しくはこれを受けさせ、又はこれらの行為を周
旋してはならない。

(深夜における連れ出し等の禁止)

第二十一条 何人も、青少年が刑罰法令に触れ、若しくはそのお
それのある行為を行い、若しくはこれらの行為が青少年に対し
て行われることを知って、又は青少年に対してこれらの行為を
するため、深夜（午後十一時から翌日の日出前までの時間をい
う。以下同じ。）に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめては
ならない。

(深夜営業施設への立入りの禁止等)

第二十一条の二 次に掲げる施設において営業を営む者及びその
代理人、使用人その他の従業者は、深夜において当該施設に青
少年を立ち入らせ、又はとどませるはならない。

- (一) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏
音楽に合わせて歌唱を行わせる施設
- (二) 個室又は他から見通すことが困難な区画において客に図
書類の閲覧、視聴又はインターネットの利用を行わせる施
設（図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第二条第一
項に規定する図書館を除く。）

2 前項各号に掲げる施設において営業を営む者は、深夜に当該
営業を営む場合は、当該施設内の見やすい箇所に、規則で定め
るところにより、深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲
示しなければならない。

3 第一項各号に掲げる施設において営業を営む者を除くほか、
深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、
深夜に、当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、
帰宅を促すよう努めなければならない。

(書少年への勧誘行為の禁止)

第二十一条の三 何人も、青少年に対し、接待飲食等営業（風営法第二十四条に規定する接待飲食等営業をいう。）又は性風俗関連特殊営業（風営法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事することに勧誘する行為を行ってはならない。

第五章 雑則

(立入調査等)

第二十二条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、営業を営む者、自動販売機等管理者その他の関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、営業所（第二十一条の二第一項各号に掲げる施設を除く。）その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、知事が指定した者に、利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

3 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に、第二十一条の二第一項各号に掲げる施設の営業時間内において当該施設に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

4 前3項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(推奨等の要請)

第二十三条 県民は、第八条の規定による推奨又は第十三条第一項の規定による指定をすることが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨を知事に要請することができる。

(適用上の注意)

第二十四条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用し、及び運用するものであって、これを濫用し、県民の自由と権利を不当に制限するようないことがあってはならない。

(委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第二十六条 第十八条第一項又は第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(一) 常習として第十六条又は第十七条第一項の規定に違反する行為をした者

(二) 第十七条第五項又は第六項の規定による命令に違反した者

3 第十九条又は第二十條の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(一) 第十二条の二第七項の規定による命令に違反し、同項後段に規定する期間内に改善事項報告書を提出しなかった者

(二) 第十二条の二第八項又は第十七条第四項の規定に違反して必要な措置をとらなかつた者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(一) 第十六条、第十七条第一項、第二十一条の二第一項又は第二十一条の三の規定に違反した者

(二) 第十七条第二項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかつた者

(三) 第十七条の七第一項又は第二項の規定に違反した者

6 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

(一) 第十七条の五、第十七条の六第一項、第十八条第三項又は第二十一条の二第二項の規定に違反した者

(二) 第十七条の六第三項の規定による命令に違反した者

7 第二十一条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

8 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は料りに処する。

(一) 第十二条の三第一項若しくは第二項又は第十七条の三第一項若しくは第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者

(二) 第十二条の三第四項（第十七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者

(三) 第二十二条第二項又は第三項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

9 第十七条の七第一項若しくは第二項、第十八条又は第二十一条の二第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項、第五項又は第六項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反

行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

第二十八条 この条例の罰則の規定は、青少年に対しては、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第十四条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

2 知事は、平成二十二年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（昭和五十七年条例第三十八号）

この条例は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附則（平成四年条例第八号）

(施行期日)

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第十七条第一項を加える改正規定及び第二十六条の改正規定は、平成四年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取県青少年健全育成条例（以下、改正後の条例」という。）第十二条の二の規定は、この条例の施行の際、現に自動販売機により改正後の条例第十条第二項に規定する図書類を販売する者についても適用する。この場合において、改正後の条例第十二条の二第一項中、「あらかじめ」とあるのは、平成四年四月三十日まで」と、同項第一号中、「設置予定年月日」とあるのは、「設置年月日」とする。

附則（平成七年条例第三十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成八年条例第二十一号）

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付けている者は、この条例による改正後の鳥取県青少年健全育成条例（以下、「改正後の条例」という。）第十二条の二第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中、「当該自動販売機等を設置する日の十日前までに」とあるのは、「平成九年四月三十日まで」と、同項第四号中、「設置予定年月日」とあるのは、「設置年月日」とする。

3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、改正後の条例第十七条に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中、「当該営業を開始する日の十日前までに」とあるのは、「平成九年四月

三十日まで」と、同項第四号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。

4 この条例の施行の際現に営まれているテレホンクラブ等営業については、平成九年四月三十日（同日以前に前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第十七条の三第一項の規定による届出をした者に係るテレホンクラブ等営業については、平成十一年三月三十一日）までは、改正後の条例第十七条の四第一項の規定は、適用しない。

5 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カードを販売している者は、改正後の条例第十七条の八第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の十日前までに」とあるのは「平成九年四月三十日まで」と、同項第四号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十年条例第二十二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、第十四条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に自動販売機等によりがん具刃物類（その形状、構造又は機能がこの条例による改正後の鳥取県青少年健全育成条例第十一条第四項各号のいずれかに該当すると認められるものに限る。）を販売し、又は貸し付けている者は、同条例第十二条の二第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該自動販売機等を設置する日の十日前までに」とあるのは「平成十年十二月二十五日まで」と、同項第四号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」とする。

附則（平成十一年条例第三十号）

この条例は、平成十一年十一月一日から施行する。

附則（平成十二年条例第八号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布日から施行する。

附則（平成十二年条例第六十九号）抄

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十三年条例第五十八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、目次の改正、第十条第四項の改正、第十七条の三から第十七条の七までを削り、第十七条の八を第十七条の三とし、第十七条の九から第十七条の十一までを五条ずつ繰り上げる改正並びに第

二十二条及び第二十六条の改正は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成十四年四月一日

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に自動販売機等により図書類又はがん具刃物類（その形状、構造又は機能が改正後の鳥取県青少年健全育成条例（以下「新条例」という。）第十一条第四項各号のいずれかに該当すると認められるものに限る。）を販売し、又は貸し付けている者は、新条例第十二条の三第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該自動販売機等を設置する日の十日前までに」とあるのは「平成十四年四月三十日まで」と、同項第五号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」とする。

（経過措置）

3 附則第一項ただし書に規定する改正の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

4 知事は、この条例の施行後三年を経過したときは、新条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成十六年条例第一号）

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第一二五号）第二条の規定の施行の日から施行する。

附則（平成十六年条例第七十五号）

（施行期日）

1 この条例は平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の鳥取県青少年健全育成条例第十二条の三第一項又は第二項の規定による届出を行っている者（以下「届出済者」という。）は、施行日において改正後の鳥取県青少年健全育成条例（以下「改正後条例」という。）第十二条の三第一項又は第二項の規定による届出を行ったものとみなして改正後条例の規定を適用する。

3 届出済者は、施行日前に、改正後条例第十二条の三第四項及び第五項の規定の例により、知事から同条第三項の表示票の交付を受け、施行日に、同条第四項に基づき、当該表示票を同項の自動販売機等の前面その他の容易に視認できる場所に表示しななければならない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十九年条例第八十五号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。